

= 資料編 =

資料1 各町ごとの主な取組状況	……………	20
資料2 環境マネジメントシステムの報告	……………	29
資料3 ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例	……	31

各町ごとの主な取組状況(各地区センター調べ)

【遠野町】

地区別の目標

- ・道路清掃、河川清掃、鍋倉公園清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- ・動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- ・城下町としての町並みの保存や景観の創出に努めます。
- ・廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- ・環境への関心を高めるため、環境教室・講座等を開催します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉道路清掃・一斉河川清掃及び各自治会における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/9、6/15、8/6	全世帯
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸の清掃点検を実施、環境パトロールをしながら環境美化に努めました。	4/17～23、10/9～15	全世帯
	松崎地区と合同で「園芸教室」を開催し、花の植栽方法を学びながら園芸への理解を深め、環境美化、景観作りに対する意識の高揚に努めました。	6/23、7/7、9/1、10/13	65名
	市街地の水路を市民と行政が協働して清掃する「みんなの水路クリーンアップ事業」を実施し、環境美化に努めました。	7/24～28、7/31	60名
動植物(の生態系)に配慮した環境づくり	一斉河川清掃による清掃区域をホタルの生息地や水生生物に配慮しながら実施しました。	8/6	全世帯
城下町としての文化的町並みの保全及び景観の創出	多くの住民参加による「南部氏遠野入部行列」の開催により、城下町の歴史に関する理解を深めました。	5/3	316名
	鍋倉公園の清掃活動の実施により、城下町としての景観の保全及び美化に努めました。	4/22	100名
	昔から伝わる祖霊迎いの年中行事「まつび焚き」を実施し、町屋の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13・14	80名
廃棄物の減量及びリサイクルの促進	各区の公衆衛生組合長や保健推進委員等により、ゴミの正しい出し方やゴミの減量化などの推進に努めました。	-	-
環境教育・講座等の推進	区長会研修において、青森県八戸市の「八戸リサイクルプラザ」施設を視察し、同市リサイクルの現状、施設概要について研修しました。	10/13・14	16名

【綾織町】

地区別の目標

- ・沿道の花いっぱい運動やごみ拾いなどの美化活動を推進します。
- ・動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- ・桜並木の保全に努め、市民の憩いの空間作りを推進します。
- ・郷土芸能の保存伝承を推進します。
- ・耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業を推進します。
- ・資源回収活動を促進します。
- ・環境学習に積極的に参加します。
- ・生活雑排水の浄化意識の向上に努めます。

取組状況		実施日	参加者数
環境美化の推進	一斉河川清掃や町内の国道 283・396 号線沿い 8km にわたり約 5 万本のマリーゴールドの植栽を行う「花街道あやおり」の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	7/1、8/6	延べ 1,143 名
桜並木の保全及び市民憩いの空間の創出	猿ヶ石川沿いの桜並木の下刈り・枝切り等を行うことにより環境美化及び保全の意識醸成に努めました。	4・6・8 月	延べ 18 名
郷土芸能の保存伝承	「あやおり祭り」の実施により、古くから伝わる郷土芸能の伝承と保全に努めました。	7/23	700 名
資源回収活動の推進	綾織中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/7・8、 8/3、8/26、 11/8	延べ 176 名
生活雑排水の浄化意識向上	農業集落排水に関する説明会や相談会を開催し、水環境保全や家庭での生活排水対策の重要性について理解を深めました。	6 月～2 月	延べ 80 名

【小友町】

地区別の目標

- ・巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ・ホテルやモリアオガエルの保全に努めます。
- ・宿場町の情景や小友まつりや裸参りなどの文化を保存します。
- ・耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業を推進します。
- ・水質調査を実施、水辺を利用した環境教育を推進します。

取組状況		実施日	参加者数
花いっぱい運動	小友町農産物直売所や地区センター、小学校、中学校の花壇等に植栽して美しい町づくりに努めました。	5/30	100 名
ホテルやモリアオガエルなどの	ホテルの生息地調査や観察会の実施により、貴重な動植物の保全意識の向上に努めまし	6/20～8/21	90 名

希少動植物保全	た。		
宿場町や小友まつり、裸参りなどの文化継承及び保全	小友まつり、小友裸参りをはじめとした祭りの実施により、郷土の伝統行事の保存と伝承に努めました。	8/26・27、 2/28	延べ 1,290名
	「小友町探訪会」と題し、町内の名所旧跡を訪ねることにより、郷土の理解に努めました。	6/7、10/26 12/7	18名
資源回収活動の推進	小友中学校の資源回収や公衆衛生組合による町内ゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	4/23、8/20 10/24	延べ 120名
水辺を利用した環境教育の推進	小中学生を対象に環境学習会を実施し、地域の河川に生息する水生生物の実態を通じて、水質の現状について学ぶ機会とすると共に環境保全意識の向上に努めました。	8/3	30名
その他	環境パトロール(土室方面のゴミ不法投棄現場等)を行いました。	8/3、11/6	14名

【附馬牛町】

地区別の目標

- ・森林の持つ水源かん養等多面的機能の維持・増進を図ります。
- ・自然環境の再生・修復を推進します。
- ・猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。
- ・循環型社会システムづくりやグリーンツーリズムを推進します。
- ・身近な自然環境の分布を把握し、自然への関心を高め、保全の必要性の理解を深めます。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境の再生、修復及び保全	附馬牛バイパス開通に伴った残地を利用して、花壇整備及び花の植栽及び除草を行い、環境美化・景観作りに対する意識の高揚を図りました。	6月～9月	52名
	H17年度に重湍溪沿道及び馬越峠に植樹を行った桜の苗木の下刈りや枝払い、ふれあいホーム堤防斜面の芝桜の除草を行い、環境保全及び名勝の整備に努めました。	7/13	33名
	白滝神社周辺及びかっぱのすわり石付近、片岸砂防ダム内の清掃及び除草作業を行い、環境保全に努めました。	7/23・8/6	88名
	天神(菅原神社)の森の杉・唐松を伐採した跡地に梅・桜等を植栽し、環境整備に努めました。	4/29・5/3 6/9	78名
	東禅寺跡周辺の草刈とゴミ拾いを行い、名所旧跡の整備及び環境保全に努めました。	6/18・7/30	64名

	東禅寺小学校跡地の草刈とゴミ拾いを行い、町民の憩いの場づくりに努めました。	7/2・8/6	69名
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	河川環境整備の実施により、環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	8/6	502名
環境循環型システムやグリーンツーリズムの推進	区長・保健推進員合同研修を実施し、岩手県環境保健研究センターで大気汚染や環境汚染等について研修をしました。	12/14	20名
身近な自然環境の分布把握及び保全意識の向上	町内の環境パトロールを実施し、ゴミ集積所の利用状況及び不法投棄現場の把握により、環境保全意識の向上を図りました。	7/24・10/13	34名

【松崎町】

地区別の目標

- ・花いっぱい運動や道路・花壇の清掃の活動を推進します。
- ・動物愛護精神の醸成を図ります。
- ・田園風景にふさわしい景観を保全します。
- ・自然環境の再生を推進します。
- ・耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業を推進します。
- ・環境学習に積極的に参加します。

取組状況		実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季一斉道路清掃、一斉河川清掃及びマリーゴールド 20,000 本を道路沿いに植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/2、6/25、8/6、10/29 他	延べ 3,300名
自然環境の再生推進	松崎町宮代自治会とグリーンツーリズムの調査活動で訪れた東洋大学生と元八幡宮周辺の下草刈りや除間伐作業体験を実施し、里山を保全する意識の醸成を図りました。	9/22	40名
環境教育・講座等の推進	遠野地区と合同で「園芸教室」を開催し、花の植栽方法を学びながら園芸への理解を深め、環境美化、景観作りに対する意識の高揚に努めました。	6/23、7/7、9/1、10/13	65名
	松崎町地域婦人団体協議会の環境学習会において、家庭での生ゴミによる堆肥化の手法を学び、身近でできる自然にやさしい生活の大切さを学びました。	10/10	10名
	区長・保健推進委員合同研修会において、山形県長井市のレインボープランを視察し、地域循環リサイクルの認識を深めました。	7/11、12	16名

	児童生徒を対象としたサイクリングを実施し、豊かな自然を享受できることの大切さを学習しました。	10/14	120名
その他	松崎町公衆衛生組合において、町内を巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	7/4、10/3	16名

【土淵町】

地区別の目標

- ・農業集落排水事業や浄化槽設置、水源の涵養などの環境保全や美化活動を推進します。
- ・水生生物の生息に配慮するとともに水に親しめる河川や水路改修に努めます。
- ・民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や郷土芸能・伝承行事の保存に努めます。
- ・耕種農業と畜産農業の連携、ゴミの減量化やりサイクルを促進するとともに、環境保全型農業や循環型社会を推進します。
- ・森や川に親しむ環境学習会の開催や環境美化活動などを積極的に推進します。

	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	町内一斉道路清掃を行い沿道の空缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4/2	約700名
	老人クラブと共同で地区センター周辺の「ふれあい花壇づくり」を行い、以後も児童クラブ父母会などと共同で花壇の手入を行いました。	6月～10月	約100名
	土淵町第2区自治会では国道沿いに花壇を作り、ミニひまわりやマリーゴールドの植栽をし、環境美化に努めました。	6月～10月	100名
	土淵町第3区久保自治会では国道沿いにマリーゴールドを植栽し環境美化に取り組みました。	6月～10月	30名
	土淵町第7区ではスイセンクラブを結成して、五日市川両岸の花いっぱい運動を展開し、環境美化に努めました。	6月～10月	70名
	土淵町第10区自治会では国道沿いにマリーゴールドを植栽、また観光スポットの「狐の関所」付近の環境美化に務めました。	6月～10月	100名
	貞任牧野組合では、会員総出で貞任高原のごみ拾いを行いました。	6月～10月	40名
	市内一斉河川清掃では、町民総出で小烏瀬川・五日市川・琴畑川・山口川の草刈り・ごみ拾いを行いました。又終了後交通安全協会の会員が町内のカーブミラーを清掃しました。	6月～10月	約800名
	町内の観光スポットである貞任高原水芭蕉群生地及び沿道のごみ・空き缶拾いの実施により、貴重な自然環境の保全に努めました。	6月～10月	80名

水生生物の生態系調査と環境に配慮し、水に親しめる河川及び水路改修の推進	9区自治会有志によるカッパ淵から9区地内を流れる蓮池川の護岸工事や川底からのゴミ拾いを実施。川岸が修復され流れも良くなり、水のきれいな川づくりに努めました。又ビオトープゾーンとして、水辺の動植物の復元に努めました。	11/27	60名
	土淵中学校では過去8年間に渡り、地域内の水質調査を行い、水質保全の意識高揚に努めました。	-	-
	土淵小学校では地域内の河川の水生物の調査を行い水質保全の意識高揚に努めました。	-	-
	小烏瀬川河川工事においては、工事地区内の魚類捕獲放流を行い、保護に努めました。	12/4	30名
	区長会では秋田県三郷地区を視察し、湧水を護る地域の取組みを視察しました。	10/17・18	13名
耕畜連携による環境保全型農業の推進	栃内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家が処分に困っていた糞尿を良質の堆肥にし、有機質資源として農地に還元することを目的にした「栃内土づくりセンター(堆肥乾燥醗酵処理施設:平成16年1月整備)」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	-	-
		10/1	250名
リサイクル促進による循環型社会の推進	土淵小学校及び土淵中学校の児童生徒並びに父母らによる瓶やアルミ缶及び紙類等のリサイクル可能な品目の回収に努めました。	9/10	200名
森や森林に親しむ活動	貞任牧場で行われた、植樹祭に積極的に参加し植樹を行いました。	5/28	
	五日市地区のヒバ林の間伐、枝打ちを行い、森林の美化に努めました。	11/5	

【青笹町】

地区別の目標

- ・花いっぱい運動やバイパスの清掃などの環境美化活動を推進します。
- ・自然との触れ合いと水資源の保全に努めます。
- ・排水の浄化意識の向上を図ります。
- ・事業所では周辺環境に配慮した事業の展開に努めます。
- ・文化財の保存活動を推進します。
- ・耕種農業と畜産農業が連携した環境保全型農業の推進に努めます。
- ・資源回収活動を促進します。
- ・環境学習を積極的に促進します。

取組状況		実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、一斉河川・バイパス清掃及びマリーゴールドやサルビアを沿道に植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/23、8/6、10/15 他	約 3,200 名
	区長会が多団体と一緒に運動公園の環境整備を行い、環境美化に努めました。	10/7	12 名
	老人クラブによる地区センター周辺の環境美化活動が行われ、地域環境美化への弾みがつきました。	7/11、9/15	130 名
文化財の保存活動推進	しし踊り保存会と連携し、保育園児や小中学生を中心とした継続的な指導や、運動会・まつりなどの発表の機会を繰り返し設けることにより、「青笹しし踊り」への理解と伝承に努めました。	5・8・9・10月 他	約 450 名
資源回収活動の推進	町内ゴミ収集所付近を中心とした環境パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	7/21、10/25	45 名
	行政区において資源回収活動を行い、リサイクル品目の回収に努めました。	随時	250 名
	区長、保健推進委員合同で、宮城県白石市の「生ゴミ資源化事業所」を視察研修し、食材のリサイクルについて認識を深めました。	11/8	19 名
環境教育・講座等の推進	行政区単位で、地域内の子どもからお年寄りまでが参加し、地域内のゴミを拾い環境美化に努めました。	4月～10月	270 名
	小学生を対象に環境学習会を開催し、町内の川にいる水中生物から水の汚れ具合を観察しました。	8/10	13 名
	地区センターにペレットボイラーとペレットストーブを設置し、石油に代わる暖房施設して活用するとともに、地域住民へ環境にやさしい施設としてのPRを図りました。	-	-

【上郷町】

地区別の目標

- ・大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- ・動植物の生息地である湧水の保全と活用を推進します。
- ・早瀬川の源流域として、水質の保全に努めます。
- ・「上郷聞歩」編集の際発掘した、名所旧跡や自然景観を保全します。
- ・環境学習の機会を創出し、積極的に参加します。

取組状況		実施日	参加者数
大峰鉦山跡地における白樺樹林の保全及び体験学習の推進	地元の特産である白樺樹液採取を通じた体験学習と世代間交流により、次代を担う子どもたちの自然とのふれあいを深める場と環境保全意識の高揚に努めました。	4/1～4/25 4/11 体験学習	55名
動植物の生息地である湧水の保全・活用	一斉河川清掃の実施により、雑草、雑木の刈り払いやゴミの除去作業を行い河川の環境整備に努めました。	8/6	904名
	上郷小中学校裏の猫川河川内(羽場橋～猫川橋)約260mの雑木・葎を区長会を中心とした市民協働作業により伐採除去し、景観形成と動植物の環境整備に努めました。	2/27～3/1	74名
名所旧跡及び自然景観の保全	町内全体で花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備し、また、老人クラブと上郷小学校3・4年生の共同により、上郷小学校裏河川公園の花壇整備をしました。	6/7～6/11	延べ340名
	町内ゴミ収集所付近を中心とした環境パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	7/6、10/5	44名
	郷土の文化財を大切にし、後世に正しく伝承するため、名所旧跡52箇所に標柱を設置し、景観保全に努めました。	10/10～1/31	100名
環境教育・講座等の推進	区長・保健推進委員合同研修会において、青森県六ヶ所村「六ヶ所村原燃PRセンター」で環境問題対策等について研修し、地域での公衆衛生活動の推進に努めました。	11/16・17	24名
その他	「上郷まつり」の実施及び上郷しし踊り保存会として上郷保育園児から高齢者まで遠野まつりへの参加を通して、郷土芸能の伝承に努めました。	6/18、9/16	500名 200名

【宮守町】

地区別の目標

- ・自然環境に親しみながら、豊かな生態系及び自然環境の保全・継承に取り組みます。
- ・水資源の大切さを深く認識し、稲荷穴名水の湧水や、河川等を保全するため、環境保全

対策等に努めます。

- ・道路清掃等の清掃活動や花いっぱい運動の環境美化活動を推進します。
- ・ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境教育の奨励を行います。

	取組状況	実施日	参加者数
自然環境保全と継承の推進	「寺沢高原まつり」や「稲荷穴まつり」の開催及び小学生の稲荷穴でのキャンプ等をおし、自然とのふれあいを深めるとともに、自然環境保全意識の高揚に努めました。	7/23 8/7 7/29～30	500名 800名 50名
河川の環境整備と水質保全	河川の環境保全を目的に、町内一斉に河川の草刈り及びゴミ拾い等を実施し、また、宮守川上流地区では9月にも河川の草刈りを実施しました。	6/25 7/2 9月	1,454名 185名 240名
環境美化活動の推進	一斉道路清掃の実施、及び宮守川上流地区による上宮守地内の国道396号線の法面の草刈りの実施、各自治会等における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境意識の高揚に努めました。	4/30 6/4	1,486名 35名
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	各区の公衆衛生組合長や保健推進員等により、ゴミの正しい出し方や減量化などの推進に努めました。 また、町内小学校・中学校の子供会による夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等リサイクル品目の回収に努めました。 公衆衛生組合による町内のゴミ収集所付近の不法投棄パトロールの実施により、不法投棄の防止と分別の徹底に努めました。	-	-
環境教育の奨励	宮守町内公衆衛生組合長を対象に、岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄現場を視察し、不法投棄による環境破壊の実情や、地域で取り組みべき事項について考察を深めました。	1/23～24	22名

環境マネジメントシステムの報告

地域において一事業所である市役所は、企業のように製品の生産は行っていませんが、施策の実行に伴う環境への影響は大きなものがあります。

したがって、今日の環境問題を解決するため、市役所も社会構成員として積極的に環境問題に取り組む必要があります。

市では、環境への負荷を低減する取り組みを行うため、本庁舎を対象に平成 16 年 3 月に ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境保全と改善に取り組んでいます。

認証の内容

1 認証登録日	2004 年 3 月 5 日
2 登録証番号	JQA-EM3795
3 登録事業者名	遠野市役所
4 登録活動範囲	遠野市役所本庁舎における事務事業
5 審査登録機関	財団法人日本品質保証機構

1 環境に配慮した事務事業の推進

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例の制定、環境基本計画の策定が終了し、実施段階に入りました。また、自然保護管理員、指導員等によるパトロールを行い、優れた自然環境の保全に努めるとともに、家庭用小型焼却炉を回収し適正な処分を行いました。

河川の水質汚濁防止については、市内 12 河川 15 地点で水質検査を行い、環境基準の達成状況を把握するとともに、小中学生による水生生物調査を実施し、水質汚濁の防止、啓発活動を推進しました。

また、浄化槽の設置補助、公共下水道整備事業、農業集落排水整備事業を実施して、水洗化率の向上を図っています。

公共工事に関する環境配慮手順書を作成し、工事施工による環境への負荷低減に努めています。

2 エコオフィス活動の推進

市役所内の通常の事務活動でも、環境へ負荷を与えています。そのため、エコオフィス手順書を作成し、電気・水道・暖房用燃料・ガソリン等の削減、紙等の使用削減、廃棄物排出抑制など省エネルギー・省資源の目標を掲げ、その達成に向け取り組んでいます。また、環境負荷の少ない事務用品の調達(グリーン購入)に努めています。

平成 18 年度の省エネルギーの推進については、ガス・重油・軽油に関しては、削減目標を達成していますが、電気・灯油・ガソリンにつきましては、削減目標を達成することが出来ませんでした。

省資源化・廃棄物の再資源化・グリーン購入の推進・廃棄物の削減については、目標を達成しています。

省エネルギーの推進

項目	電気 (kwh)	ガス (m ³)	重油 ()	灯油 ()	ガソリン ()	軽油 ()
14年度使用量	364,069	604	46,620	3,397	31,560	25,495
18年度使用量	406,119	406	36,000	3,634	30,657	21,982
18年度達成目標	6%削減	6%削減	6%削減	6%削減	7%削減	7%削減
達成率	11.6%	32.8%	22.8%	7.0%	2.9%	13.8%

省資源化、廃棄物の減量、グリーン購入の推進

項目	水道水 (m ³)	事務用紙 (kg)	廃棄物 (kg)	再資源化 (kg)	グリーン 購入
14年度使用量	6,735	18,748	14,400	-	-
18年度使用量	5,641	15,133	12,947	12,947	-
18年度達成目標	5%削減	10%削減	7%削減	50%以上	50%以上
達成率	16.2%	19.3%	10.1%	58.3%	81.8%

*再資源化の欄に関しては、総排出量に対する再資源化比率。

*グリーン購入の欄に関しては、総購入額に対するグリーン商品購入比率。

3 職員意識の向上等

職場内では職員の環境と保全に対する意識の向上を図り、実践をとおして市民・事業者の模範となるよう、職員研修を実施しています。

また、庁舎内で最大の環境負荷施設であるボイラーのばい煙測定を毎年行い、平成18年度は全ての排出濃度が、基準値以下でした。

4 「ISO14001」から「遠野市地球温暖化対策実行計画」へ

「ISO14001」の認証については更新を行わず、これまでの取り組みを生かし、主体的に温室効果ガスの排出の削減に配慮した市役所独自の「遠野市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成19年度から更なるエコ・オフィス活動に取り組んでいます。

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本方針(第8条～第11条)

第3章 基本施策(第12条～第25条)

第4章 審議会(第26条～第33条)

附則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等を

いう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。

- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。
- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並

びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第 11 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 3 章 基本施策

(施策の配慮)

第 12 条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第 13 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第 14 条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第 15 条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるように、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第 16 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第 17 条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。
2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。
3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第 18 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等

の利用が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第 19 条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第 20 条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 審議会

(設置)

第 26 条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 14 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 30 条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第 31 条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。